

社会福祉法人豊城福社会役員及び評議員の報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊城福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは、法人の理事、監事をいう。評議員とは、定款第6条に基づき置かれる評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の役員及び評議員は無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要求するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席した場合は交通費として旅費規程の役員に準じた金額を支給する。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により支給する。

2 職員を兼務する役員は、職員として旅費規程により支給する。

3 理事長が、出席を求めた者が、理事会及び評議員会に出席した場合は旅費規程の役員に準じた金額を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から、施行する。